

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																													
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="237 576 837 919"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="237 959 837 1158"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>女性未来育成機構</td></tr> <tr><td>キャリアパス支援センター</td></tr> <tr><td>学生活動支援センター</td></tr> <tr><td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td></tr> </tbody> </table> <p>第5条～第111条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 576 1677 919"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 959 1677 1190"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>女性キャリア支援・開発センター</td></tr> <tr><td>キャリアパス支援センター</td></tr> <tr><td>学生活動支援センター</td></tr> <tr><td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td></tr> <tr><td>環境リーダー育成センター</td></tr> </tbody> </table> <p>第5条～第111条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略</p>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	組織及び施設の名称	女性キャリア支援・開発センター	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	
学内施設名																															
図書館																															
大学教育センター																															
産官学連携・知的財産センター																															
国際センター																															
保健管理センター																															
総合情報メディアセンター																															
学術研究支援総合センター																															
科学博物館																															
組織及び施設の名称																															
女性未来育成機構																															
キャリアパス支援センター																															
学生活動支援センター																															
アグロイノベーション高度人材養成センター																															
学内施設名																															
図書館																															
大学教育センター																															
産官学連携・知的財産センター																															
国際センター																															
保健管理センター																															
総合情報メディアセンター																															
学術研究支援総合センター																															
科学博物館																															
組織及び施設の名称																															
女性キャリア支援・開発センター																															
キャリアパス支援センター																															
学生活動支援センター																															
アグロイノベーション高度人材養成センター																															
環境リーダー育成センター																															

附 則(21 経 規則第18号)

この規則は、平成21年6月22日から施行し、平成21年6月1日から適用する。